

令和 2 年 6 月 24 日現在

機関番号：12613
 研究種目：挑戦的萌芽研究
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K13332
 研究課題名（和文）標識法における実証と規範：《需要者の認識》に関する理論的・実践的・学際的研究

研究課題名（英文）Trademark Surveys:Theoretical, practical, and interdisciplinary studies

研究代表者

井上 由里子 (Inoue, Yuriko)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60232568

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、標識訴訟で需要者の認識を問う要件の立証に用いられる「需要者アンケート」を切り口に標識法における実証と規範の関係を探る学際的研究であり、隣接分野の知見を参照しつつ、アンケートの利用実態に関する法社会学的な研究を行い、アンケートの実証的な技法を確立することを主たる目的とするものである。

法社会学的研究については、日本の実務家対象に需要者アンケート利用実態調査を実施し、利用の進んでいる米国との相違とその要因について検討を行った。調査技法については、米国の実務・研究を参照し日本法に整合的な調査技法を開発し、説明会開催、実際の紛争での調査実施への関与などを通じて実務への成果還元を図った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の標識関連訴訟で立証手段としての「需要者アンケート」の活用は進んでいないといわれてきた。本研究は、実務家に対する質問票調査により日本での利用実態を実証的に明らかにし、利用の進んでいる米国との相違とその規定要因を探るもので、得られた成果は、今後、需要者アンケートの利用を後押しすべきか否か、普及促進にどのような課題があるのかを検討する手がかりとなりうる。

利用が進まない要因のひとつは、信頼性・妥当性ある調査技法が確立されていないことであると考えられる。心理学・経営学との連携で技法開発が進められてきた米国を参照し日本に適合的な技法を実務に提案することは、研究成果の社会還元につながる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is: 1) to explore differences between the U.S. and Japanese in use of surveys to prove consumer recognition in trademark litigation and 2) to suggest practical methods of conducting trademark surveys which accord with the Japanese trademark system.

For purpose 1) we surveyed the members of the Japan Trademark Association to clarify national differences in the use of consumer surveys in trademark litigation between U.S. and Japan. These differences had not previously been comparatively and empirically examined.

For purpose 2), we developed standard techniques and questionnaires suitable for the Japanese system which have subsequently made hands-on contributions in several actual trademark disputes.

研究分野：知的財産法

キーワード：需要者アンケート 識別力調査 認識度調査 社会調査 商標法 不正競争防止法 法社会学 プラン

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

商標法や不正競争防止法などの標識法には、「使用による識別力」(商標法3条2項)や「混同のおそれ」(不正競争防止法2条1項1号)、混同的類似を判断基準とする「類似性」(商標法4条1項10号、15号、36条1項など)など、需要者の認識に関係する要件が存在する。

その趣旨に応じて規範的な考慮要素を判断に入れることも必要になる場合もあるものの、これらの要件は需要者の認識を基準とする事実問題としての側面を有している。現実の需要者の認識を裁判官が認定することは必ずしも容易ではない。担当裁判官に縁のないカテゴリーの商品・役務が問題となっている事案である場合に需要者の認識を推し量ることが難しいことはもちろん、裁判官自身が需要者である商品・役務に関する事案であっても、需要者層全体の傾向を客観的に把握することができるとはかぎらないからである。需要者層全体の縮図になるよう標本抽出された回答者を対象に質問票を用いて実施される「需要者アンケート (consumer surveys)」は、需要者の認識の傾向を客観的に把握することを可能にし、裁判官の事実認定を支援する有用な立証手段となりうるはずである。

現に、米国では需要者アンケートが標識関係の紛争で重要な立証手段とされている。日本では、立体商標、色彩などの新しいタイプの商標の「使用による識別力」に関する需要者アンケート(認識度調査)について、裁判所や特許庁において高い証拠力が認められた例もあるが、立証手段としての需要者アンケートの利用は低調であると言われている。

また、日本では需要者アンケートの技法に関する情報がほとんどない。当事者は、証拠価値の高い調査とはどのようなものかイメージしづらく、裁判官にとっても調査結果の証拠価値を評価する物差しがないというのが現状である。

2. 研究の目的

(1) 利用実態に関する法社会学的研究

本研究は、日本における需要者アンケートの利用実態を明らかにし、日米比較を通じて、日本特有の実態の規定要因を探ることを目的の第一とする。

上記に述べたとおり、日本では需要者アンケートの訴訟での利用は低調であると言われている。だが、標識関係の紛争において、実際に需要者アンケートはどの程度実施され、紛争解決のどの局面で活用されているのかという点について、実証研究はこれまでにない。かたや米国では2000年ごろから、法社会学的な実証研究の成果が矢継ぎ早に公刊されている。日本における利用実態やその規定要因を考察することはそれ自体法社会学研究として意義があるが、日本での需要者アンケートの利用を後押しすべきか否か、その際、どのような課題があるのかを検討するための実践的な手がかりを得ることができる。

(2) 調査技法の開発

本研究は、「需要者アンケート」の調査技法の開発を第二の目的とする。

日本において、需要者アンケートの利用が本来あるべき姿より過少になっているとすれば、その要因のひとつは、信頼性・妥当性を備えた調査技法が確立されていないことであろうと推察される。

他方、米国では、消費者行動論、心理学、マーケティング研究の専門家と法律関係者の協働により、社会調査としての信頼性・妥当性ある需要者アンケートの満たすべき条件が明らかにされ、要件ごとの標準的な質問票が開発され、調査技法に関する情報は広く共有されている。具体的には米国の例を参照しつつ、わが国の商標法と整合性のある実践的な手法を開発し、実務家等にそれをわかりやすく提示することは、研究成果の社会還元につながる。

(3) 標識制度に関わる学際研究

本研究では、前記第一及び第二の目的の研究の前提として、消費者行動論、経営学や法言語学など、隣接社会科学も踏まえ標識法の理論的考察を深めることとした。

需要者の認識を問う要件は、事実問題としての「実証」と法的評価を伴う「規範」の交錯する構成概念である。「規範」が優位であれば需要者アンケートの立証活動上の意義は薄れる。たとえば、法律上の「需要者」概念を「自律的消費者」など規範的に構成すれば、現実の需要者の認識を実証的に測定する需要者アンケートの有用性には疑義が生じることになる。「普通名称」要件については、実際の需要者が普通名称として認識・使用していない場合でも独占適応性のない表示は普通名称として保護を否定すべきとされており、需要者の認識に関する実証的データだけで判断ができるわけではない。需要者の認識に関する要件の判断において規範的考慮要素がどのように働くのかが明らかにならなければ、需要者アンケートの果たしうる役割と限界が明らかにならない。本研究は、学際的な研究にも目配りして広い視野で、需要者の認識をめぐる「実証と規範」の関係を検討する。

3. 研究の方法

研究を進めるために、消費者行動論、ブランド・マーケティング、法言語学、知財実証研究の研究者、実証分析の調査コンサルタント、調査会社の担当者、商標弁護士・弁理士、企業の商標部門担当者専門のなどをメンバーとする研究会を組織し、この研究会メンバーを中心に以下の方法で研究を行った。

(1)利用実態に関する法社会学研究について。日本商標協会(Japan Trademark Association)の協力を得て、弁護士、弁理士、企業の商標部門担当者などの実務家を対象に、需要者アンケートの利用実態に関する質問票調査を実施し、米国で実施された国際商標協会(International Trademark Association) 会員対象の調査結果との比較を行う。

(2)調査技法の開発について。証拠価値の認められる信頼性・妥当性のある社会調査の基本的条件を整理したうえで、それぞれの要件ごとに、米国の技法を参照しつつ日本の法制度との整合性があるように調整しながら、標準質問票の開発を行う。さらに、調査会社、調査コンサルタントなどと連携し、実際の事案での調査にも参画し、問題点があれば修正するという手順を繰り返すことで標準質問票の改善を行い、標準的な質問票を個別具体的事案に応じて調整する際の留意点をまとめる。

(3) 標識制度に関する学際研究について。国内外の研究を渉猟して文献研究を行うとともに、研究会を随時開催し、関連する様々なテーマについて幅広い検討を行う。

4 . 研究成果

平成 28 年度は、以下のように研究を進めた。

(1)利用実態に関する法社会学的研究については、Barton Beebe, An Empirical Study of the Multifactor Tests for Trademark Infringement, 95 CAL. L. REV. 1581 (2006); Dan Sarel, Howard Marmorstein, The Effect of Consumer Surveys and Actual Confusion Evidence in Trademark Litigation: An Empirical Assessment, 99 TRADEMARK REP. 1416 (2009); Kevin Blum, Ariel Fox, Christina J. Hayes, & James (Hanjun) Xu, Consistency or Confusion: A Fifteen-Year Revisiting of Barton Beebe's Empirical Analysis of Multifactor Tests for Trademark Infringement, 2010 STAN. TECH. L. REV. 3 (2010); Robert C. Bird and Joel H. Steckel, The Role of Consumer Surveys in Trademark Infringement: Empirical Evidence from the Federal Courts, 14 J. BUS. L. 1013 (2012), Shari Seidman Diamond & David J. Franklyn, Trademark Surveys: An Undulating Path, 92 TEXAS L. REV. 2029(2014)などの米国での最近の法社会学的研究を整理した。また、上記 Diamond & Franklyn で実施された INTA(International Trademark Association)で実施された米国の実務家対象の質問票調査の結果を分析し、日本商標協会会員向け調査の実施準備を行った。

(2) 調査技法の開発に関しては、米国の代表的な文献 Diamond & Swann, Trademark and Deceptive Advertising Surveys,2012 を研究会で輪読し、「混同」、「使用による識別力」、「希釈化」の要件に関して日本法の文脈に整合的な質問票を作成した。社会調査としての妥当性、信頼性のある調査とするための共通条件として、母集団設定と標本抽出法のあり方に関する検討を行った。また、需要者アンケートの基本についてわかりやすく解説した論文を公表した(井上由里子「混同のおそれの立証とアンケート調査」小野昌延・山上和則・松村信夫『不正競争の法律相談』(青林書院、2016)。

(3) 標識制度の学際研究については、法と経済学の観点から商標制度を分析する Bone, Enforcement Costs and Trademark Puzzles, 90 VIRGINIA. L. REV. 2099 (2004)、欧州消費者法の文脈上の「平均的消費者」を商標法に応用した Dinwoodie & Gangjee, The Image of the Consumer in EU Trade Mark Law (in Leczykiewicz & Weatherill eds, THE IMAGE OF THE CONSUMER IN EU LAW, 2015)、著名商標の希釈化現象の脳科学的観点からの研究 (Hotta, Syugo ; Hioki, Koichi, Psycholinguistic Approach to Trademarks, The 31st International Congress of Psychology (2016)) ブランド価値形成の顧客生態系 (首藤明敏「ブランド価値を形成する顧客生態系に関する試論」ビジネスモデル学会発表 (2016)) 日本広告学会発表 (2016)) 商標法上の「使用」概念 (西村雅子「外国法人の日本における商標の『使用』」『渋谷達紀教授追悼論文集・知的財産法研究の輪』(発明推進協会、2016))などを研究会で取り上げ、学際的観点から検討を行った

平成 29 年度は、以下のような研究を行った。

(1)利用実態に関する法社会学研究については、日本で需要者アンケート実施の実績のある調査会社の担当者、調査コンサルティング会社のコンサルタント、企業の商標部門担当者、弁護士・弁理士などから需要者アンケートの利用実態や課題についてヒアリングを実施。加えて、日本商標協会会員向け需要者アンケートの利用実態調査を平成 30 年 2 月～3 月末まで実施した。

(2) 調査技法の開発については、Diamond & Swann, Trademark and Deceptive Advertising Surveys を昨年に引き続き研究会で輪読し、「普通名称性」、「欺瞞的広告」に関する質問票の検討を行った。また、社会調査としての信頼性・妥当性ある調査の基本的条件として、「統制群の導入及び統制計画」に関して検討した。

(3) 標識制度の理論研究については、研究会において、Beebe & Fromer, Are We Running Out of Trademarks? (Harvard Law Review, Vol. 131, No. 4, p. 945, 2018) の「商標の枯渇」論

を取り上げ、日本において香りに関連する商標に応用した実証研究の可能性を検討した。また、結合商標の類否判断、希釈化などについての言語学、心理学及び法学の学際的観点からの検討も行った（西村雅子「先行商標の希釈化に関する一考察」日本知財学会誌 14 巻（2018））。

平成 30 年度は、以下のような研究を行った。

（1）利用実態に関する法社会学研究については、平成 29 年度実施の日本商標協会会員を対象とする利用実態調査の結果をまとめた報告書を、商標実務家向けに公表した（井上由里子・吉岡（小林）徹・佐々木通孝「日本商標協会会員対象『需要者アンケート利用実態調査』結果報告書」（2018 年 7 月、日本商標協会 HP にて会員対象に公開））。また、日本商標協会において調査結果の報告会を開催した（井上由里子「商標等事案における需要者アンケート 利用実態と調査方法論」、井上由里子「需要者アンケートへの法社会的アプローチ」、井上由里子・吉岡（小林）徹・佐々木通孝「『需要者アンケート利用実態調査』結果と分析」日本商標協会・需要者アンケート利用実態調査報告会（2018 年 7 月 31 日））。

（2）調査技法の開発・普及については、平成 29 年度までに米国での標準的質問票や調査の基本条件を整理したので、平成 30 年度は、これをもとに、日本の文脈に即した調査技法のあり方の検討を行った。具体的には、過去に証拠提出された需要者アンケートの妥当性・信頼性の検証、パイロット調査の実施による質問票の問題点の抽出、実際の事案での需要者アンケートの設計・実施への参加を通じた課題抽出である。

開発した技法の普及のために、商標弁護士・弁理士、企業の商標担当者など、標識関係紛争で需要者アンケートの利用主体となりうる実務家を対象に、証拠価値ある調査結果とするために満たすべき基本的条件、要件ごとの標準的調査技法、調査会社や専門コンサルタントの活用法などについて、研究会メンバーによる実践的なセミナーを行った（井上由里子「需要者アンケートの方法論」、金子直也「アンケート調査票設計の基本」、田中渉・倉田治・松見知香「需要者アンケート委託の実務上の留意点」前掲・需要者アンケート調査報告会）。また研究会メンバーが実践的技法に関する論文を公表し、セミナーに登壇した（金子直也「知財紛争におけるアンケート調査の利用と証拠価値の評価」特許ニュース 14690 号（2018）金子直也「知的財産紛争における立証のためのアンケート調査の活用」Lexis Nexis IP Business Journal 2018/2019（2018）、金子直也「商標法と不正競争防止法のアンケート調査活用法～識別性と混同のおそれにおける実験デザインの重要性について」NERA セミナー（2018）金子直也「知的財産と独占禁止法における需要者アンケート調査：実証的証拠に基づく立証の問題」NERA セミナー：データ駆動型社会における経済分析の新展開（2018））。

（3）標識制度の学際的研究については、研究会において、「商標の枯渇」につき Beebe & Fromer, Harvard Law Review, Vol. 131, No. 4, p. 945, 2018 を参照しつつ、日本におけるオノマトペ商標の枯渇の状況について研究を進めるなど、言語学との学際的検討を行ったほか、裁判例研究も行った（西村雅子「図形商標の出所混同のおそれについての知財高裁判判断」特許研究 65 巻（2018））。

平成 31 年・令和元年度は、以下のように研究を行った。

（1）法社会学的研究については、平成 29 年度実施の日本商標協会会員対象の利用実態調査につて、日米比較を行い、法社会的観点から分析した（井上由里子「標識法関係紛争における需要者アンケート 法社会的分析」日本工業所有権学会年報 42 号（2019））。

（2）調査技法の開発と普及については、最終年度は普及段階であり、平成 30 年度までに開発した技法を用いて、ハンズオンで計 5 件の紛争案件の調査実務に関与した。個別案件の事案に特有の問題に合わせた調整を行い、技法の改善をするとともに、調査担当者、商標実務家との連携・成果還元を図った。

（3）標識制度の学際的研究については、研究会において、経営学（首藤明敏「ESG 情報の開示が企業価値に与える影響に関する研究」日本広報学会第 25 回研究発表全国大会（2019）首藤明敏ほか『ファミリービジネス：MBA 講座』（同文館出版、2019）法言語学（堀田秀吾「ブランドの混同・希釈化 法言語学の観点からの考察」日本知財学会ブランド経営分科会（2019）西村雅子「ブランドの混同・希釈化 標識法の観点からの考察」同前）商標理論（西村雅子「商標の標準化試論」特許研究 69 号（2020））の観点からの研究を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 井上 由里子	4. 巻 42号
2. 論文標題 標識法関係紛争における需要者アンケートー法社会的分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本工業所有権法学会年報	6. 最初と最後の頁 158 ~ 179頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上由里子・吉岡(小林)徹・佐々木通孝	4. 巻 -
2. 論文標題 「日本商標協会対象『需要者アンケート利用実態調査』結果報告書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本商標協会HP(会員限定)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村 雅子	4. 巻 65
2. 論文標題 図形商標の出所混同のおそれについての知財高裁判断(知財高判平成29年12月25日平成29年(行ケ)第10080号)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 41 ~ 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村 雅子	4. 巻 第14巻3号
2. 論文標題 先行商標の希釈化に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本知財学会誌	6. 最初と最後の頁 7 ~ 14頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子 直也	4. 巻 14690
2. 論文標題 知財紛争におけるアンケート調査の利用と証拠価値の評価	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 特許ニュース	6. 最初と最後の頁 1~7頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子 直也	4. 巻 -
2. 論文標題 知的財産紛争における立証のためのアンケート調査の活用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Lexis Nexis IP Business Journal 2018/2019	6. 最初と最後の頁 58~61頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村 雅子	4. 巻 14
2. 論文標題 先行商標の希釈化に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本知財学会誌	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上 由里子	4. 巻 -
2. 論文標題 『混同のおそれの立証とアンケート調査』	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 小野昌延・山上和則・松村信夫編『不正競争の法律相談』青林書院(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 245-257
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 首藤 明敏	4. 巻 34
2. 論文標題 ブランド価値を形成する顧客生態系に関する試論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 慶應経営論集	6. 最初と最後の頁 265-281
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村 雅子	4. 巻 -
2. 論文標題 『外国法人の日本における商標の「使用」』	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 渋谷達紀教授追悼論文集編集委員会編『知的財産法研究の輪：渋谷達紀教授追悼論文集』発明推進協会（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 377-393
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村雅子	4. 巻 69
2. 論文標題 商標の標準化試論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 24-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上由里子	4. 巻 248
2. 論文標題 周知性とアンケート調査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 134-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 首藤明敏
2. 発表標題 ESG情報の開示が企業価値に与える影響に関する研究
3. 学会等名 日本広報学会第25回研究発表全国大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 堀田秀吾
2. 発表標題 ブランドの混同・希釈化－法言語学の観点からの考察
3. 学会等名 日本知財学会 ブランド経営分科会 第1回研究会「標識法×法言語学 ブランドの混同・希釈化についての学融合的考察」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西村雅子
2. 発表標題 ブランドの混同・希釈化－標識法の観点からの考察
3. 学会等名 日本知財学会 ブランド経営分科会 第1回研究会「標識法×法言語学 ブランドの混同・希釈化についての学融合的考察」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 井上 由里子
2. 発表標題 商標等事案における需要者アンケート 利用実態と調査方法論 研究の背景と目的
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 井上 由里子
2. 発表標題 需要者アンケートへの法社会的アプローチ
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 井上由里子（研究代表者）佐々木通孝（研究協力者）吉岡(小林) 徹（研究協力者）
2. 発表標題 「需要者アンケート利用実態調査」結果と分析
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 井上 由里子
2. 発表標題 需要者アンケートの方法論
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 金子 直也
2. 発表標題 アンケート調査票設計の基本
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松見 知香
2. 発表標題 需要者アンケート委託の実務上留意点
3. 学会等名 日本商標協会「需要者アンケート利用実態調査」報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 金子 直也
2. 発表標題 知的財産と独占禁止法における需要者アンケート調査：実証的証拠に基づく立証の問題
3. 学会等名 NERAセミナー2018：データ駆動型社会における経済分析の新展開
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 金子 直也
2. 発表標題 商標法と不正競争防止法のアンケート調査活用法 ～識別性と混同のおそれにおける実験デザインの重要性について
3. 学会等名 NERAセミナー
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 首藤 明敏
2. 発表標題 ブランド価値を形成する顧客生態系に関する試論
3. 学会等名 ビジネスモデル学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 首藤 明敏
2. 発表標題 ブランド価値を形成する顧客生態系に関する試論
3. 学会等名 日本広告学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Hotta, Syugo (Japan); Hioki, Koichi
2. 発表標題 Psycholinguistic Approach to Trademarks
3. 学会等名 The 31st International Congress of Psychology (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	堀田 秀吾 (Hotta Syugo) (70330008)	明治大学・法学部・専任教授 (32682)	
研究分担者	首藤 明敏 (Shuto Akitoshi) (30641245)	明治大学・グローバル・ビジネス研究科・専任教授 (32682)	
研究分担者	佐々木 通孝 (Sasaki Michitaka) (20814726)	山口大学・大学研究推進機構・准教授(特命) (15501)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	吉岡（小林） 徹 (Yoshioka-Kobayashi Tohru)		
研究協力者	金子 直也 (Kaneko Naoya)		
研究協力者	西村 雅子 (Nishimura Masako)		